

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市大字今福（元松郷分）            字武蔵野一四三四番六地先か            ら同市大字今福字迹水九五〇            番二地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一七・五〇</p>	<p>一六・五〇</p>	<p>敷地の幅員 （メートル）</p>
<p>三二四・五〇</p>		<p>延長 （メートル）</p>
<p>交差点整備事業による。</p>		<p>備考</p>